



## 中小企業の事業承継にかかる相続の特例について

～中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の概要～

谷地向 ゆかり

中小企業の事業承継問題については、先般、産業企業情報 19-10「中小企業の事業承継問題の現状と留意点 子以外の第三者への承継という選択肢を検討する必要性」<sup>1</sup>として取りまとめたところであるが、そのなかでも言及している中小企業の事業承継にかかる民法の相続制度にかかる特例の概要が明らかとなった。

これは、2008年2月5日に国会に提出され、現在審議されている「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(以下、「新法」という。)において定められているもので、事業承継を予定している中小企業においては活用を検討すべきものである。そこで、新法の概要について解説する。

### ポイント

- 新法では、推定相続人全員の合意によって、先代経営者が後継者に生前贈与した会社株式等を遺留分に算入しないことや、遺留分に算入する際の価額を推定相続人の合意時の価額とすることができるようになる。
- 新法により、先代経営者が後継者に会社株式等を集中させやすくなる。また、後継者の手腕によって会社株式の価額が上昇した場合、その上昇分を後継者のみに帰属させることができるようになるため、後継者の会社経営に対するインセンティブが高まることも期待できる。
- 新法を利用するための手続は一見煩雑であるが、現行法に比べると、後継者以外の相続人の手続負担は軽減されるものと考えられる。相続時の紛争を未然に防止する観点から、活用を検討すべきである。

### 1. 会社株式の承継にかかる現行制度とその問題点

#### (1) 遺留分制度の存在

自分の財産は、自分の意思で自由に処分できるのが原則である。しかしながら相続という局面においては、相続人の生活保障や相続人間の公平を図る必要から、民法上、相続財産のうち一定の割合は相続人の遺留分とされる(図表1)。

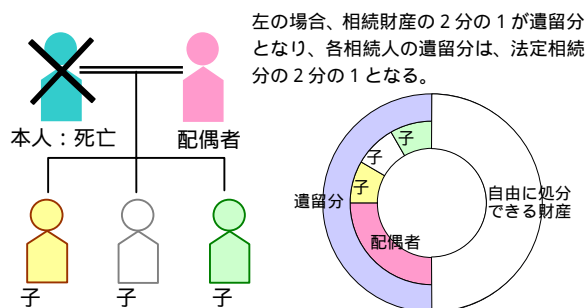
中小企業の事業承継において、先代経営者が会社株式や事業用資産を相続によって後継者に承継させようとしても、他の相続人が遺留分の権利を主張すると、会社株式等を後継者に集中させることができないケースが出てくる。

先代経営者が後継者に会社株式等を生前贈与したとしても、その生前贈与にかかる株式等は、相続が発生した場合に他の相続人の遺留分の対象となる<sup>2</sup>。

#### (2) 遺留分算定における株式価額の評価時点

先代経営者の相続においては、前述のとおり、

(図表1)遺留分制度の概要



(備考) 信金中央金庫総合研究所作成

先代経営者が後継者に生前贈与した会社株式等を含めて相続人の遺留分を計算することとなるが、その場合の会社株式等の価額は、生前贈与時ではなく相続開始時の価額とされる。

このため、後継者が先代経営者から会社株式の生前贈与を受けた後に、後継者の手腕によって会社の業績が向上し、会社株式の価額が上昇した場合、その上昇分は後継者のみに帰属するのではなく、他の相続人の遺留分の対象となるのである。このことが、後継者の会社経営に対するインセンティブを削ぐとの批判があった。

<sup>1</sup> <http://www.scbri.jp/PDFsangyoukigyoyou/scb79h19F10.pdf>

<sup>2</sup> 民法1044条が準用する903条の規定により、特段の事情がない限り、共同相続人の一部に対してなされた生前贈与は他の相続人の遺留分の対象となる(最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁)。

## 2. 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の概要

### (1) 遺留分に関する民法の特例

新法においては、推定相続人全員の合意によって、中小企業の先代経営者が後継者に生前贈与した会社株式等を、遺留分に算入しないことができる（図表2）。

これにより、後継者は生前贈与された会社株式等について、相続開始後に他の相続人から遺留分減殺請求を受ける心配がなくなる。

また、新法においては、先代経営者が後継者に生前贈与した会社株式を遺留分に算入する場合であっても、その価額を相続開始時の価額ではなく、推定相続人全員が合意した時点の価額に固定することもできる。

これにより、生前贈与から相続開始までの間に、後継者の手腕によって会社株式の価額が上昇したとしても、その上昇分は後継者のみに帰属することとなるため、後継者の経営に対するインセンティブが高まる効果が期待できる。

新法を利用するには、推定相続人全員の書面による合意が必要であり、さらに後継者が経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可を受けなければならない。

このような煩雑な手続を経なくても、後継者以外の推定相続人全員が遺留分を放棄すれば足りるのではないかと考えられよう。しかしながら、先代経営者の生前に、推定相続人が遺留分を放棄するためには、各推定相続人が個別に家庭裁判所の許可を受けなければならないため、後継者以外の推定相続人にとっては、新法の手続の方が簡便になるものと考えられる。

先代経営者の死亡後であれば、相続人は特段の手続を経ることなく、自由に遺留分を放棄することができるが、先代経営者の生前には遺留分を放棄すると言っていた相続人が、先代経営者が死亡した途端に遺留分の権利を主張し、相続争いに発展する例は珍しくない。相続争いを避けるためには、新法による手続を経ることが望ましい。

また、新法においては、後継者以外の推定相続人が先代経営者から贈与を受けた財産についても、遺留分に算入しないことができるとされているなど、後継者以外の推定相続人の権利にも一定の配慮がされている。

(図表2) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の概要

#### 【遺留分に関する民法の特例】

先代経営者の推定相続人<sup>1</sup>全員で、次の内容の合意をする。

先代経営者が後継者<sup>2</sup>に生前贈与した会社株式等の全部または一部を、遺留分に算入しない。

先代経営者が後継者<sup>2</sup>に生前贈与した会社株式の全部または一部を遺留分に算入する際の価額を、合意時の価額とする。

合意について経済産業大臣の確認を受ける。

合意について家庭裁判所の許可を受ける。

合意の効力が生じる。

#### 【金融支援】

先代経営者の死亡等による経営の承継に伴い、事業活動に支障が生じていることなどについて、経済産業大臣の認定を受ける。

信用保証協会の経営承継関連保証、日本政策金融公庫等の融資を利用できる。

- (備考) 1. 先代経営者の兄弟姉妹、およびその代襲相続人である子を除く。  
2. 後継者は、先代経営者の推定相続人であるなどの要件を満たす者に限る。  
3. 信金中央金庫総合研究所作成

### (2) 金融支援

新法においては、中小企業の事業承継に伴う金融面での支援措置として、信用保証協会に「経営承継関連保証」という保証枠が設定されるほか、日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫の融資の利用を可能とする措置が講じられている。

これらの金融支援を受けるためには、経済産業大臣の認定を受ける必要がある。

## 3. 新法の活用にあたって

新法により、事業承継にかかる会社株式等の相続について、早い段階で実効性のある対策を講じることができるようになることは高く評価できる。

中小企業の事業承継においては、会社株式等の相続だけでなく、先代経営者の引退後の生活保障、後継者と後継者以外の相続人との利害調整等、様々なことをも考慮しなければならない。そして、これらを考慮したうえで相続人を納得させられるのは、先代経営者において他にいない。先代経営者は、相続時の紛争を未然に防止する観点から、新法の活用については是非検討すべきである。

以上